

犬山市不法投棄監視カメラ等貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内のごみ集積場において発生する廃棄物の不法投棄を抑制するため実施する監視カメラ及びダミーカメラ（以下「監視カメラ等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 市内のごみ集積場に、市が定める分別方法若しくは収集日によらず廃棄物を排出する行為又は市が収集しない廃棄物等を排出する行為をいう。
- (2) 監視カメラ 画像を記録する機能を有する物をいう。
- (3) ダミーカメラ 監視カメラに類似する形状をもつ物であって、画像を記録する機能を有しないものをいう。

(貸出対象者)

第3条 監視カメラ等の貸出しを受けることができる者は、犬山市行政連絡事務等委託規則（昭和55年規則第27号）第3条に定める区域の町内会とする。

(貸出申請等)

第4条 監視カメラ等の貸出しを受けようとする町内会の長（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たした上で、犬山市不法投棄監視カメラ等借用申請書（様式第1）に設置場所の位置図を添えて、貸出しを受けようとする日の2月前から2週間前までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 監視カメラ等の設置場所の土地所有者に、当該設置に係る承諾を得ていること。
- (2) 監視カメラ等の設置場所について、事前に市長の確認を受けていること。

(3) 監視カメラ等を設置しようとするごみ集積場を現に利用する町内会の構成員の合意を得ていること。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市不法投棄監視カメラ等借用許可書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

（貸出期間）

第5条 監視カメラ等の貸出期間は、6月以内とする。

（変更申請）

第6条 前条の貸出期間内において設置場所を変更しようとする町内会は、第4条第1項に掲げる要件を満たした上で、犬山市不法投棄監視カメラ等設置場所変更申請書（様式第3）に設置場所の位置図を添えて、変更しようとする日の2週間前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市不法投棄監視カメラ等設置場所変更許可書（様式第4）を申請者に交付するものとする。

（貸出台数）

第7条 貸し出すことができる監視カメラ等の台数は、1の町内会につき1台とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（貸出料）

第8条 監視カメラ等の貸出しは、無料とする。

（設置及び撤去）

第9条 監視カメラ等の設置及び撤去は、市長が行うものとする。

（維持管理等）

第10条 市長は、監視カメラ等について、修繕、バッテリーの充電等、本体の機能に関わる維持管理を行うものとする。

2 監視カメラ等の貸出しを受けた町内会（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 監視カメラ等に破損がないか定期的に確認し、破損が見られる

とき、又は正常に作動しない状態であることを発見したときは、速やかに市長に報告すること。

- (2) 台風等の自然災害により監視カメラ等が転倒等により破損する可能性が認められるときは、破損が生じないよう必要な措置を講じること。

(画像データの管理)

第11条 監視カメラにより撮影された画像データは、市長が管理する。

2 市長は、前項の画像データを利用するときは、不法投棄の抑制を図るため必要な範囲内で行うものとする。

(使用の中止)

第12条 市長は、使用者が監視カメラ等の適正な管理又は利用を行わないと認めるときは、監視カメラ等の貸出しを中止することができる。監視カメラ等が使用不能な状況になり、撤去が必要と認められるときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は重大な過失により監視カメラ等を損傷し、又は滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。